私立学校法の一部を改正する法律案の概要

資料６

趣旨

我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改正を行う。

幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手続等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別背任罪等の罰則について定める。

概要

「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で**「建設的な協働と相互けん制」**を確立。

１．役員等の資格・選解任の手続等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し

① 理事・理事会

- 理事選任機関を寄附行為で定める。理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととする。 (第29条、第30条関係)
- 理事長の選定は理事会で行う。 (第37条関係)

② 監事

- 監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。 (第31条、第45条、第46条、第48条関係)

③ 評議員・評議員会

- 理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げる。 (第18条、第31条関係)
- 理事・理事会により選任される評議員の割合や、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。 (第62条関係)
- 評議員会は、選任機関が機能しない場合に理事の解任を選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。 (第33条、第67条、第140条関係)

④ 会計監査人

- 大学・高等専門学校を設置する大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化し、その選解任の手続や欠格要件等を定める。 (第80条～第87条、第144条関係)

２．学校法人の意思決定の在り方の見直し

- 大臣所轄学校法人等においては、学校法人の基礎的変更に係る事項（任意解散・合併）及び寄附行為の変更（軽微な変更を除く。）につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとする。 (第150条関係)

３．その他

- 監事・会計監査人に子法人の調査権限を付与する。 (第53条、第86条関係)
- 会計、情報公開、訴訟等に関する規定を整備する。 (第101条～第107条、第137条～第142条、第149条、第151条関係)
- 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての罰則を整備する。 (第157条～第162条関係)

施行日・経過措置

令和７年４月１日（評議員会の構成等については経過措置を設ける）

学校法人の内部機関の相互関係の主な改正点

現行

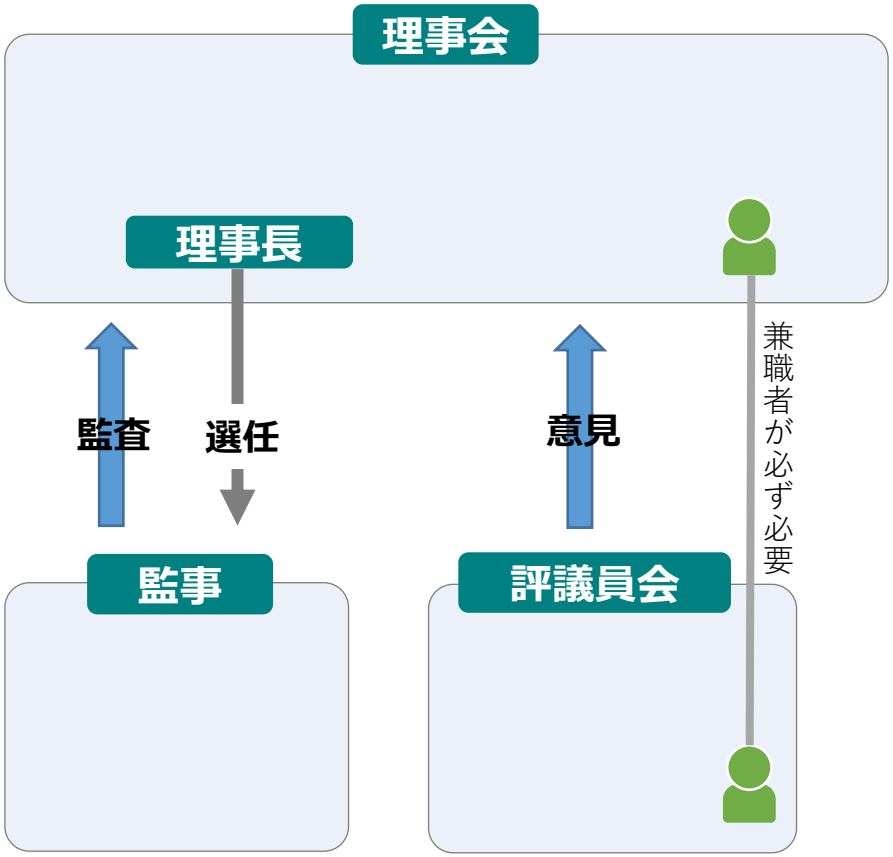

- ✓ 理事長の選定・解職に関する規定なし（各学校法人の寄附行為の定めによる）
- ✓ 監事は理事長が選任
- ✓ 理事の選任・解任に関する評議員会の関与の規定なし
- ✓ 親族等の就任制限については、「各役員について親族が１人を超えてはならない」との規定のみ
- ✓ 会計監査人の設置義務なし

改正後

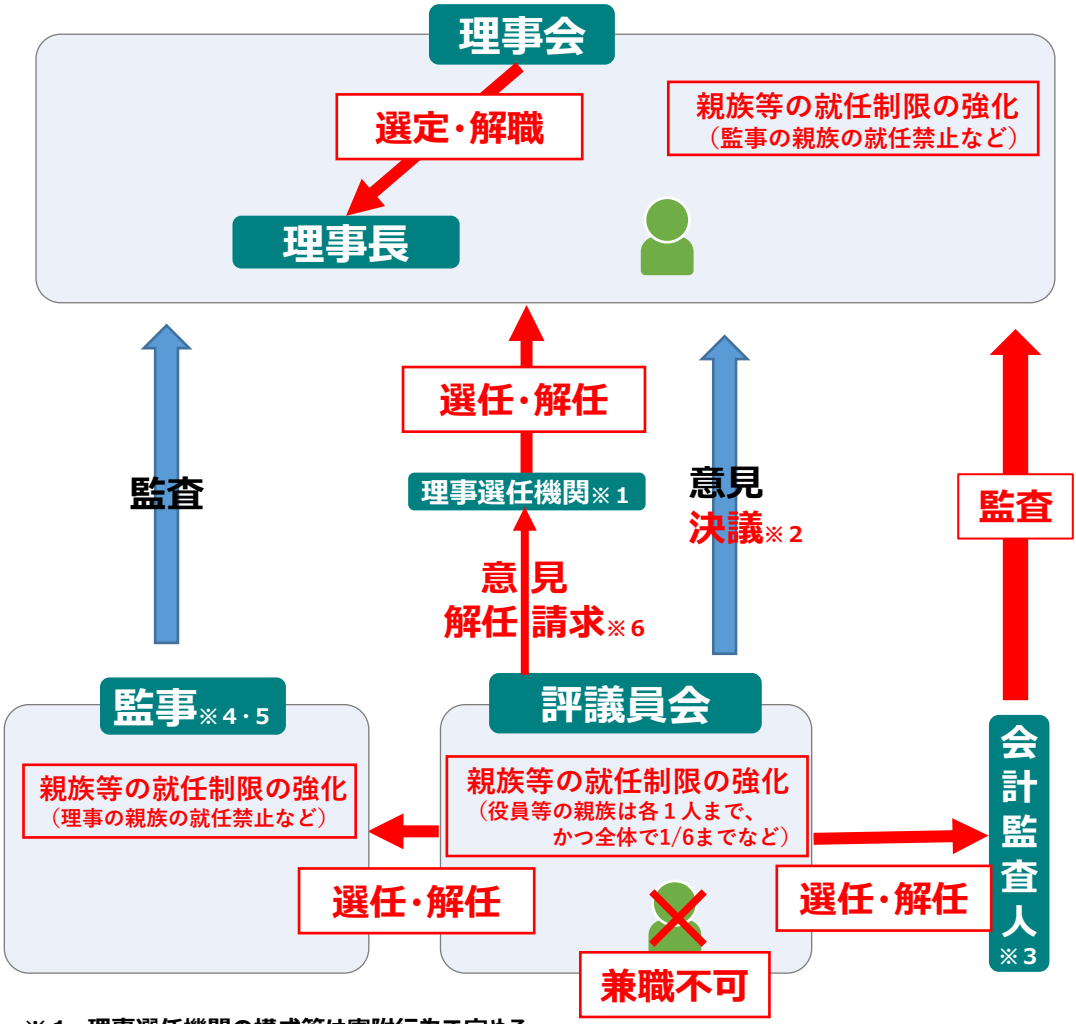

※１　理事選任機関の構成等は寄附行為で定める
※２　大臣所轄学校法人等については、解散・合併・重要な寄附行為の変更に評議員会の決議が必要
※３　大臣所轄学校法人等は会計監査人が必置
※４　大規模な大臣所轄学校法人等は常勤監事が必置
※５　監事の監査の対象には理事・理事会のみならず、評議員・評議員会も含まれる
※６　理事の不正行為等の重大事実があったにもかかわらず、解任請求が認められなかった場合、評議員は裁判所に対し、解任の訴えを提起することができる